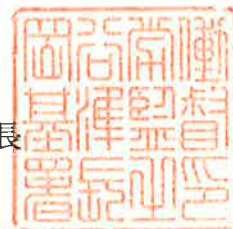




岡谷基発 1015 第 2 号  
令和元年 10 月 15 日

一般社団法人諏訪労働基準協会長 殿

岡谷労働基準監督署長



### 第三次産業（特に卸・小売業及び社会福祉施設）における労働災害防止の徹底について

平素より、労働災害の防止をはじめ労働行政の推進に格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、岡谷労働基準監督署では、平成 30 年度を初年度とする「第 13 次労働災害防止推進計画」を策定し、誰もが安心して健康で働くことができる労働環境を実現するため、労働災害全体の減少目標に加え、重点対策ごとに数値目標を定めて、重点的かつ効果的な取組を推進しているところです。

令和元年 9 月末日における全産業の休業 4 日以上の労働災害は、105 人と前年同期比 12 人（10.3%）の減少となっておりますが、その一方で第三次産業を主とするその他の事業では、55 人と前年同期比 6 人の増加となっております。

さらに、その他の事業のうち、卸・小売業 25 人、社会福祉施設 10 人となっており、それぞれ前年同期に比べ、10 人、7 人の大幅な増加に転じており、誠に憂慮すべき状況となっております（別添「災害統計資料」参照）。

卸・小売業及び社会福祉施設で発生した災害のうち、通路等での転倒災害が 15 人、動作の反動や無理な動作による腰痛等 6 人などとなっており、これらの災害を未然に防止するためには、4 S（整理、整頓、清掃、清潔）活動や危険予知（KY）活動など、自主的な取組を積極的に推進し、労働者の危険感受性を高めるとともに、安全に対する意識の高揚を図ることが重要です。

つきましては、傘下会員事業場に対して、別紙「第三次産業における労働災害防止対策～卸・小売業及び社会福祉施設において労働災害が増加しています～」を配付等していただき、労働災害防止に向けた自主的な取組を一層推進するように働きかけていただくよう、御願い申し上げます。

なお、別紙資料につきましては、長野労働局ホームページからダウンロードできますので、御活用ください。

〈表1〉 令和元年 業種別労働災害発生状況 (9月末現在速報)

岡谷労働基準監督署

業 種	区 分	休 業 4 日 以 上 の 死 傷 者 数			対前年同期比 増減率
		平 成 30 年	令 和 元 年	対前年増減	
製造業	食 料 品 製 造 業	7	5	-2	
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業				
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	3		-3	
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業				
	化 学 工 業	1	1		
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		1	1	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業		1	1	
	金 属 製 品 製 造 業	8	5	-3	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	5	9	4	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	6	7	1	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1	1		
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1		-1	
	そ の 他 の 製 造 業	(1)	2	1	-1
小 計	(1)	34	31	-3	-8.8%
鉱 業		2		-2	-100.0%
建設業	土 木 工 事 業	6	3	-3	
	建 築 工 事 業	11	9	-2	
	うち木造建築業	1	4	3	
	そ の 他 の 建 設 業	2	1	-1	
	小 計	19	13	-6	-31.6%
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業	5	3	-2	
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	(1)	7	3	-4
	陸 上 貨 物 取 扱 業				
	小 計	(1)	12	6	-6
林 業		1		-1	-100.0%
その他の事業	商 業	15	25	10	<p style="color: red; font-weight: bold;">本年は、すべて卸・小売業で発生しています。</p>
	うち小売業	14	19	5	
	保 健 衛 生 業	5	11	6	
	うち社会福祉施設	3	10	7	
	旅 館 業	4	4		
	飲 食 業	(1)	3	3	
	ゴ ル フ 場	3		-3	
	清 掃 業	1	2	1	
	ビ ル 管 理 業	6		-6	
	上 記 以 外 の 業 種	12	10	-2	
小 計	(1)	49	55	6	12.2%
合 計	(3)	117	105	-12	-10.3%
死 亡 者 数		3		-3	

(注)1. ( )書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。

2. 単位:人

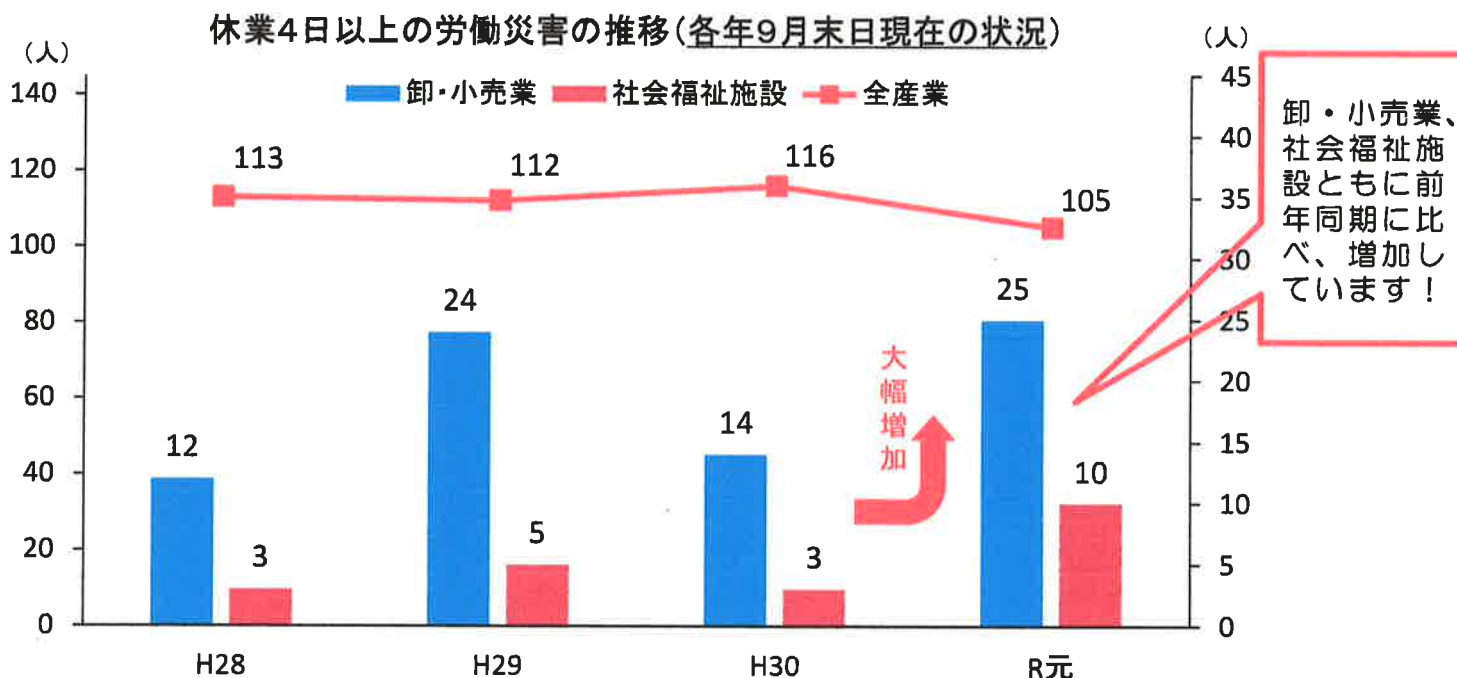


# 第三次産業における労働災害防止対策

～卸・小売業及び社会福祉施設において労働災害が増加しています～

岡谷労働基準監督署管内の令和元年9月末日における全産業の休業4日以上之死傷者数は、前年同期比で12人減少の105人となっています。しかし、第三次産業を主とするその他の事業では、前年同期に比べ、6人増加の55人となっており、特に、卸・小売業及び社会福祉施設での災害が大幅に増加しています。

本年は、第13次労働災害防止推進計画の2年目であり、当該計画では、小売業及び社会福祉施設を重点業種としていることから、これら業種の事業者の皆様をはじめ、他業種の事業者の皆様も安全衛生活動の基本である4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の励行のほか、ヒヤリ・ハット活動による事例の吸い上げ、リスクアセスメントの実施、危険・安全の「見える化」活動の取組など、関係者全員で安全衛生活動を推進し、労働災害を未然に防止しましょう。



## 岡谷労働基準監督署管内の労働災害事例 ～類似災害防止に努めましょう！～

### 事例1 (小売業、休業見込み2か月)

バックルームにおいて、床が濡れており、滑りやすい状況であった上に、早歩きをしていたため、足が滑って転倒。

### 事例2 (小売業、休業見込み2か月)

検収所外のカゴ車(ロールボックスパレット)置き場にカゴ車を片付けていたところ、酒の箱などが散乱していたため、片付けようとしたら、それらに足をとられて転倒。

### 事例3 (社会福祉施設、休業見込み8日)

部屋の掃除後、右手にモップ、左手には空の洗濯かごを持ってドアから出ようとしたところ、かごがドアに引っかかり、転倒しそうになった際に足を捻った。



これらの類似災害等を防止するために、裏面のポイントを確認しましょう。



# 労働災害を防止するためのポイント

## 1 安全衛生の基本

基本は **4S**・・・「整理」「整頓」「清掃」「清潔」です！

「必要な物が、必要な時に、必要な場所に、必要な数（量）だけ」となっているか、職場巡視等により確認しましょう。

- (1) 職場で発生する可能性のある災害の芽（リスク）を見つけ、必要な対策を講じましょう。
- (2) 危険予知（KY）活動やヒヤリ・ハット活動などにより、労働者の危険感受性を高めましょう。



## 2 転倒災害防止対策

転倒災害が全産業の災害全体の約3割を占めます。特に第三次産業では転倒災害が多く発生しています。転倒災害を防止するために、「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく取組のほか、特に次の事項について確認し、不備等がある場合には、改善を図りましょう。

- (1) 作業場の床面、通路は、くぼみや段差がない状態とし、滑りにくい構造にしましょう。
- (2) 床の水たまりや油分等は放置せず、すぐに取り除きましょう。
- (3) 履物は、滑りにくく、安定したものを着用しましょう。
- (4) 階段には、滑り止めや手すりを設けましょう。
- (5) 通路、階段、出入口に物を放置しないようにしましょう。
- (6) 足元や周囲の安全が確認できるように適切な照度を保ちましょう。
- (7) 駐車場や屋外の通路、階段等の積雪、凍結の状態を十分に確認し、事前に滑り止め等の措置を行いましょ。
- (8) 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底しましょう。

STOP！転倒災害プロジェクトの詳細は、  
厚生労働省ホームページをご覧ください！

STOP！転倒

検索

## 3 墜落・転落災害防止対策

- (1) 踏台、はしご、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で用いましょう。
- (2) 椅子を踏台代わりに用いないようにしましょう。
- (3) 倉庫などの高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けましょう。
- (4) トラック等の荷台上で作業する場合には、昇降設備を使用しましょう。（最大積載量5トン以上の貨物自動車の荷の積卸し作業時には昇降設備の使用が義務付けられています。）

## 4 腰痛予防対策

- (1) 腰痛予防を推進するため、「職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月28日付け基発0618第1号）」に基づく取組を推進しましょう。
- (2) 卸・小売業では、特に、
  - ・重い商品は、腰を落として、膝・足の力で持ち上げるようにしましょう。
  - ・低い商品棚の整理の際には、膝をつくようにしましょう。
  - ・商品棚等への商品の陳列の際には、背筋を伸ばして作業しましょう。
  - ・台車から商品棚等に商品に移す際には、安定した姿勢で、棚に並行して行いましょう。
- (3) 社会福祉施設では、特に、
  - ・介護・看護等の対象となる人（以下「対象者」という。）を抱え上げたりする場合は、複数人で行いましょう。リフト等を使用して省力化を行いましょう。
  - ・対象者を起こしたりするときは、前屈姿勢、中腰、体を捻った姿勢など無理な姿勢を取らないようにしましょう。

職場における腰痛予防対策指針の詳細は、  
厚生労働省ホームページをご覧ください！

職場における腰痛予防対策指針

検索